

# 退職後の健康保険について

職場を退職した後は、下記のいずれかの健康保険への加入が必要です。(74歳までの方)

	国民健康保険	ご家族の健康保険	職場の健康保険の任意継続
手続き先	三田市 国保医療課	ご家族のお勤め先	お勤め先
加入手続等	退職の翌日(資格喪失日)以降お手続きが可能です。 ☞喪失日前の保険証発行はできません。	ご家族のお勤め先にご確認ください。 ☞ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります。	お勤め先にご確認ください。 【全国健康保険協会の場合】 ・退職日までに職場の健康保険へ継続して2カ月以上加入していること ・退職日の翌日から20日以内に手続き
保険料(税)	前年の世帯の所得や加入する人数等に応じて決まります。 ☞扶養家族が多いほど保険料は高くなります。 ☞倒産、解雇、雇止め等で退職する場合はご相談ください。	保険料負担は原則ありません。 ☞詳しくはご家族のお勤め先にご確認ください。	お勤め先にご確認ください。 【全国健康保険協会の場合】 退職前に保険料として控除されていた額を2倍した額が原則2年間続きます。(保険料には上限があります。)
窓口負担	いずれの保険も一部負担金(自己負担)は3割(義務教育就学前は2割)です。 ☞70歳以上75歳未満の方(高齢受給者)は、加入する保険制度によって2割もしくは3割負担		
70歳以上75歳未満の方(高齢受給者)	世帯の所得等により、負担割合が決まります。	被保険者(ご家族)の年齢や標準報酬月額で負担割合が決まります。	退職時の負担割合が原則引き継がれます。 ☞詳しくはお勤め先にご確認ください。
1カ月の医療費が高額になっている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担限度額の所得区分は年齢や世帯の前年所得、被保険者(ご家族)の所得等により、加入する保険ごとの基準で決まります。(退職前と変わる場合があります)</li> <li>※1 高額療養費の多数該当は、退職前の回数がりセットされ自己負担限度額が今より高くなる可能性があります。</li> <li>月途中で退職する場合は、切り替わる前後の保険ごとに、自己負担限度額まで別途負担が必要です。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自己負担限度額の所得区分が変更になり、負担軽減される場合があります。</li> <li>高額療養費の多数該当の回数は原則引き継がれます。</li> </ul> ☞詳しくはお勤め先にご確認ください。
	※1 高額療養費の多数該当とは？ 診療月を含めた直近12カ月間に、すでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合には、その月の自己負担限度額がさらに引き下がる制度です。 ○付加金の有無についても確認を！ 国民健康保険以外の健康保険のなかには、高額療養費の他に付加金等が支給される保険もあり、負担がさらに軽減される場合があります。		
その他 健診の助成など	健診や人間ドックの費用助成など、加入する保険ごとに独自で定めている助成や保健事業等もありますので、あらかじめ確認しておくことをおすすめします。 <b>三田市国保で40歳以上の場合</b> 1年度に1回「無料の特定健診」か「人間ドック受診費用の一部助成」いずれかを利用可能！ ☞人間ドック助成については、「4月1日から受診日まで引き続いて加入している」などの条件あり 上記のほか、詳しい内容については、お気軽にお問合せください。		

## 👁️ 注目！！

退職前1年間に1カ月の医療費が高額になったことのある方(高額になる予定の方)や、70歳以上の加入者がいる方は、保険料(税)だけでなく、保険給付の内容等にも違いがあります。

# 【自分にあった健康保険を見つけましょう】

## 選ぶポイントは？

### ◎ 入院など高額な支払に対する給付金、健診費用、保養所等のメリットで考える

どの健康保険を選択してもほぼ同じ	選択した健康保険によって異なる
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院での窓口負担軽減（1～3割）</li> <li>・ 高額療養費制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付加給付制度</li> <li>・ 各種検診、人間ドック補助費用</li> <li>・ 保養所利用、貯金など独自の厚生事業</li> </ul>

### ◎ 保険料の計算方法の違いを考える

加入先	保険料
ご自分以外のご家族の健康保険（国保以外）	保険料負担なし
国民健康保険	前年所得、加入人数が多いほど保険料は高くなる （退職理由によっては軽減される場合あり）
任意継続の健康保険	退職前の2倍（事業主負担なし） ※保険料には上限あり

### ◎ 三田市国保と任意継続（協会けんぽ）の保険料比較 ※給与所得のみ世帯の例（令和3年度） 月あたり換算（円）

家族構成		・本人のみ （40歳未満）	・本人（40歳未満） ・配偶者 （40歳未満） ・子ども1名	・本人（40歳以上） ・配偶者 （40歳以上） ・子ども1名	標準報酬月額 （年収÷12ヶ月の 場合）	任意継続の保険料 （兵庫支部） （令和3年4月納付分～）	
年収 （世帯）	給与所得 （世帯）	（国保税）	（国保税）	（国保税） ※介護分含む		（健康保険）	（健康保険） （介護保険）
250万円	167万円	14,950	18,867	23,358	200,000	20,480	24,080
300万円	202万円	17,600	23,883	36,725	240,000	24,576	28,896
400万円	276万円	23,200	29,483	36,725	300,000 （上限）	30,720 （上限）	36,120 （上限）
500万円	356万円	29,250	35,533	44,433	300,000 （上限）	30,720 （上限）	36,120 （上限）
550万円	396万円	32,275	38,558	48,283	300,000 （上限）	30,720 （上限）	36,120 （上限）

※介護保険料（介護分）は、40歳～64歳の方が対象です

上記は、あくまで参考（目安）です。実際の保険料はそれぞれの保険者に確認してください。

### 👉 保険料を基準に選ぶなら

- ・ 国民健康保険の場合は、加入する世帯員（扶養家族）が多いほど保険料は高くなります。
- ・ 任意継続の場合は、扶養家族が何人いても保険料額は変わりません。
- ・ ご家族の健康保険（国民健康保険を除く）の被扶養者になると、保険料負担はありません。

### 【三田市役所 国保医療課】

- ・ 資格収納係（加入手続き・保険税のこと）TEL：079-559-5050 FAX：079-559-2636
- ・ 給付係（医療費など給付内容のこと）TEL：079-559-5049